

令和5年度女性活躍推進モデル企業創出事業業務委託仕様書（案）

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という）が行う「令和5年度女性活躍推進モデル企業創出事業」の業務を委託するに当たり、業務に必要な事項を定めるものであり、業務受託者（以下「受託者」という。）は本仕様書に基づき業務を実施するものとする。

1 目的

女性が自らの希望と能力に応じた働き方ができる社会の実現を目指して、企業における女性活躍推進にかかる固有の課題やニーズに応じたきめ細かい支援を提供し、県内企業の女性活躍を推進する。

2 委託期間

委託契約の締結日から令和6年3月29日（金）まで

3 業務の内容

受託者は、女性活躍に取り組む意欲のある県内中小企業へアドバイザーを派遣し、企業の抱える課題解決に向けた伴走支援を行うとともに、当該企業の課題やニーズに応じた研修会等を実施する。

（1）支援企業の募集・選定

- ア 支援企業は、県内の中小企業とし、5社程度選定すること。
- イ 支援企業は、公募により委託者と協議の上選定することとし、公募の際は、広く効果的に周知できる方法により募集するほか、企業の本気度や業界への波及効果等を審査できるよう申請内容を工夫すること。
- ウ 支援企業は、本事業を広く周知するために県が行う広報活動（県HPへの支援経過の掲載等）に了承した企業であること。

（2）支援企業へのアドバイザー派遣

- ア 派遣するアドバイザーは、人事・労務や職場環境改善等に資する女性活躍推進の知見・経験を有する者で、課題分析及び取組方針の提案を行うことができる者とし、受託者が選任の上、県に報告すること。
- イ 派遣回数は、予算の範囲内で設定すること。ただし、必要に応じてweb会議システムにより実施することも可能とする。
- ウ アドバイザーは、支援企業に対し、次の支援を行うこと。

【支援内容】

- ・女性活躍に関する状況把握、課題分析
 - ・課題に基づいた目標設定、計画検討・策定（ロードマップの策定）等取組方針の提案
 - ・計画に基づく取組検討、実施支援 等
- エ アドバイザーは支援内容に応じ、県労働雇用課が実施する「選ばれる職場づくり

推進事業」の活用を促す等、本事業と連携して効果的な伴走支援を行うこと。

(3) 支援企業への研修会等の実施

- ア 受託者は、各企業の課題等を踏まえて、支援企業の課題やニーズに応じた内容の研修会等を企画・運営すること。
- イ 講師等は、専任の講師を別途選定しても差し支えないが、かかる費用は予算の範囲内とし、講師等との連絡・調整は受託者において行うこと。なお、講師等の選定に当たっては委託者に事前に報告、必要に応じて協議を行うこと。
- ウ 研修会等の開催方法について、支援企業の課題等が共通の場合、合同で実施して差し支えないが、あらかじめ支援企業に対し、その旨周知すること。

(4) 支援企業の取組過程や成果の情報発信

受託者は、上記(1)～(3)の実施の中で得られた支援企業の取組過程や成果をまとめ、県公式HPへの掲載など県と協働して県内企業に向けた情報発信を行うこと。

4 報告・成果品等の提出

受託者は、事業の報告・成果品等として次のものを各期限までに委託者に提出すること。期限までに提出が難しい場合は、委託者に事前協議すること。

報告・成果品等の名称	期限	媒体
年間事業計画（様式任意）	事業開始から概ね2週間以内	電子
支援記録【毎月提出】 （アドバイザーの派遣先企業名、回数、課題及び対応の推移）	前月分を翌月10日まで	電子
支援企業の取組過程及び成果報告書【県公式HP掲載用】（様式任意）	令和6年3月29日	電子
業務完了報告書（様式任意）	令和6年3月29日	電子及び紙
その他、委託者が必要と認める書類	—	—

5 業務に要する経費の限度額

2,408,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

6 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は個人情報の保護に十分に注意し、流出、損失を生じないこと。
- (3) 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

- (4) 受託者は撮影が必要な場合は、事前に撮影者に映像掲載等の了解を得ること。

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、受託者は委託者へ事前に企画内容や実施方法について確認・報告の上進めるものとする。
- (2) 天災地変、その他やむを得ない事由により、本業務の実施方法に疑義が生じた場合は、委託者と受託者とが協議した上で契約内容を変更することができるものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じた場合は、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。
- (4) 委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (5) 受託者は業務を実施するに当たり第三者に損害を与えた時はその賠償責任を負う。
- (6) 本業務の実施による成果品は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入する。
- (7) 本業務における所有権及び著作権は、原則として受託者に帰属する。加工及び二次利用の際は受託者と委託者が別途協議することとする。ただし、委託者は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (8) 本業務の実施に要した費用について、支出内容を証する関係書類を整備し、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保管する。